

第2回嬉野市議会定例会議案

令和5年6月1日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
3	令和5年6月1日	専決処分（第8号）の報告について	1
4	〃	令和4年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告 について	別冊
5	〃	令和4年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の 報告について	〃
6	〃	令和4年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画 整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
7	〃	令和4年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の 報告について	〃
8	〃	令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について	〃
9	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
25	令和5年6月1日	専決処分（第3号）の承認を求めることについて	3
26	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて	13
27	〃	専決処分（第5号）の承認を求めることについて	16
28	〃	専決処分（第6号）の承認を求めることについて	別冊
29	〃	専決処分（第7号）の承認を求めることについて	〃
30	〃	嬉野市役所の位置を定める条例について	19
31	〃	令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第3号）	別冊

報告第3号

専決処分（第8号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

福田病院駐車場にて市の公用車を停車し、ドアを開け降りようとしたところ、車両下に水溜まりがあったため避けようとドアを大きく開けてしまい相手方の車両にドアが当たり傷を付けた。

2 事故発生年月日

令和5年3月22日 午前10時30分頃

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿甲4714-10 福田病院 駐車場

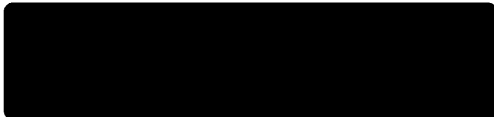
4 損害賠償額

金47,000円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方



報告第4号

令和4年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 繰越繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	旧市体育館等解体	円 161,794,000	円 64,304,000	円 64,304,000	円 57,700,000	円 6,604,000	円 6,604,000	円 6,604,000	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	塩田庁舎等活用基本構想策定支援業務	円 5,500,000	円 1,830,000	円 1,830,000	円 1,646,370	円 183,630	円 183,630	円 183,630	円	円	円	
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	市道永尾線地すべり災害復旧事業	円 400,000,000	円 1,000,000	円 1,000,000	円	円 1,000,000	円 1,000,000	円 1,000,000	円	円	円	
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	地すべり調査視測測量設計業務(木場地区)	円 69,500,000	円 33,600,000	円 21,800,000	円 55,400,000	円 37,000,000	円 18,400,000	円 18,400,000	円 18,400,000	円	円	

令和4年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者支援施設運営支援事業	1,920,000	960,000		740,000			220,000
		介護保険施設運営支援事業	3,400,000	1,675,000		1,475,000			200,000
	2 児童福祉費	認定こども園整備事業	201,657,000	201,657,000		134,438,000	63,800,000		3,419,000
		保育所等給食費支援事業	3,000,000	3,000,000		2,799,000			201,000
		原油価格高騰対策支援事業	3,300,000	1,807,000		1,507,000			300,000
6 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰対策事業	5,600,000	4,933,000		4,334,000			599,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	円 31,350,000	円 1,134,000	円	円	円	円	円 1,134,000
		農村地域防災減災事業	206,236,000	186,132,000		182,500,000			3,632,000
		農業基盤整備促進事業	14,191,000	14,191,000		6,450,000		3,225,000	4,516,000
7 商工費	1 商工費	源泉集中管理事業	29,976,000	22,256,000			21,000,000		1,256,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	63,490,000	29,900,000			19,100,000		10,800,000
		道路メンテナンス事業	125,822,000	65,900,000		36,380,000	20,000,000		9,520,000
		交通安全対策事業	9,500,000	9,500,000		5,070,000	3,600,000		830,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊防止事業	1,501,000	1,500,000		600,000	300,000	300,000	300,000
	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策支援事業	13,000,000	9,927,000		4,464,000	4,000,000		1,463,000
		嬉野温泉駅周辺整備関連事業	146,500,000	22,368,000					22,368,000
10 教育費	3 中学校費	空調設備改修（吉田中）	7,300,000	7,300,000		2,414,000	4,800,000		86,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 1 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	過年(R3災)農地・施設災害復旧 事業	円 175,448,000	円 124,799,000	円	円 118,970,000	円 1,400,000	円 281,000	円 4,148,000
		過年(R3災)林道災害復旧事業	10,296,000	7,847,000					7,847,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	61,739,000	2,500,000					2,500,000
合		計	1,115,226,000	719,286,000		502,141,000	138,000,000	3,806,000	75,339,000

報告第6号

令和4年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 土木費	1 都市計画費	区画整理事業	円 146,703,000	円 64,336,000	円	円	円	円	円 64,336,000

報告第7号

令和4年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 事故繰越し額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災 減災事業(令和 3年度事業)	円 18,378,000	円 12,388,700	円 5,989,300	円 50,000	円 6,039,300	円 3,577,000	円 960,000	円 1,502,300	災害復旧などの 工事が集中した ことと新型コロナ の影響を受け、労働力の確 保が困難となっ たため。		
		農村地域防災 減災事業(令和 4年度事業)	円 16,040,200	円 5,808,800	円 10,231,400	円 60,000	円 10,291,400	円 7,252,000	円 1,300,000	円 945,000	円 794,400	災害復旧などの 工事が集中した ことと新型コロナ の影響を受け、労働力の確 保が困難となっ たため。	
8 土木費	3 河川費	災害関連地域 防災がけ崩れ 対策事業	円 9,733,000	円 3,078,000	円 6,655,000	円 6,655,000	円 5,989,000	円 332,000	円 334,000	新型コロナウイルスの第 8波の影響を受 け、従業員が多 く罹患したこと により労働力の 確保が困難と なったため。			

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 事故繰越し額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年農林水産施設災害復旧事業	円 137,476,227	円 124,842,227	円 12,634,000	円 12,634,000	円	円 12,382,000	円 100,000	円 152,000	円	災害復旧などの工事が集中したことと新型コロナウイルスの影響を受け、労働力の確保が困難となったため。	
	2 公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	円 356,018,595	円 305,347,495	円 50,671,100	円 50,671,100	円	円 30,286,000	円 16,200,000	円	円 4,185,100	新型コロナウイルスの第8波の影響を受け、従業員が多く罹患したことにより労働力の確保が困難となったため。	

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年政令第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設改良事業 (公共下水道舗装復旧工事)	円 52,000,000	円 32,907,200	円 19,092,000	円	円 16,500,000	円 2,592,000	円 800		設計積算の見直しにより不測の日数を要した
		処理場建設改良事業 (農業集落排水施設処理場改修工事)	50,060,000	3,630,000	46,430,000	22,185,000	22,200,000	2,045,000			設計積算の見直しにより不測の日数を要した
合 計			102,060,000	36,537,200	65,522,000	22,185,000	38,700,000	4,637,000	800		

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 26 年嬉野市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 5 年 第 2 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和 4 年度嬉野市消防団旧 2-1 格納庫解体工事	塩田町大字 五町田地内	1,364,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1038 古川建設 代表 古川 六	令和 5 年 2 月 10 日	令和 5 年 2 月 10 日 ～ 令和 5 年 3 月 16 日
2	財政課	令和 4 年度 旧嬉野市体育館解体工事	嬉野町大字 下宿乙 1541 番地	102,850,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲 218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和 5 年 2 月 15 日	令和 5 年 2 月 15 日 ～ 令和 5 年 8 月 31 日
3	財政課	令和 4 年度 旧嬉野市社会体育館解体工事	嬉野町大字 下野甲 117 番地	41,580,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲 4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和 5 年 3 月 27 日	令和 5 年 3 月 27 日 ～ 令和 5 年 8 月 31 日
4	観光商工課	令和 4 年度 嬉野市源泉集中管理事業(神泉閣第 1、第 2)源泉集中管理モニタリングシステム設置工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内(旧神泉閣跡地)	14,410,000	随意契約	長崎県諫早市幸町 72-4 (株)カワサキコーポレーション長崎営業所 所長 寺田博昭	令和 5 年 2 月 24 日	令和 5 年 2 月 24 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日
5	建設課	4 改第 7 号 市道広瀬東吉田線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	1,925,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1038 古川建設 代表 古川 六	令和 5 年 3 月 10 日	令和 5 年 3 月 10 日 ～ 令和 5 年 3 月 30 日
6	建設課	4 改第 4 号 市道冬野南部線道路改良工事	塩田町大字 久間地内	7,920,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲 477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和 5 年 3 月 1 日	令和 5 年 3 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 24 日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和5年第2回定例会 7	建設課	4改第5号 市道西川内野仁田線道路改良工事	嬉野町大字吉田地内	9,625,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年2月28日	令和5年2月28日 ～ 令和5年3月24日
8	建設課	3線単災第40号 市道岩屋川内ダム線道路災害復旧附带工事	嬉野町大字岩屋川内地内	2,046,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和5年2月6日	令和5年2月6日 ～ 令和5年3月31日
9	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業市道新幹線嬉野温泉駅2号線植栽工事(1工区)	嬉野町大字下宿地内	1,716,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丙1641 谷口造園 代表 谷口 司郎	令和5年2月13日	令和5年2月13日 ～ 令和5年3月27日
10	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業市道新幹線嬉野温泉駅2号線植栽工事(2工区)	嬉野町大字下宿地内	1,672,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲584 杉崎造園 代表 杉崎 順憲	令和5年2月14日	令和5年2月14日 ～ 令和5年3月27日
11	新幹線・まちづくり課	令和4年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業市道新幹線嬉野温泉駅3号線植栽工事	嬉野町大字下宿地内	2,387,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲15-1 坂井唐泉造園 代表 坂井 強	令和5年2月14日	令和5年2月14日 ～ 令和5年3月27日
12	農林整備課	令和4年度 農村地域防災減災事業 五本柳ため池廃止工事	塩田町大字五町田地内	10,890,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和5年2月27日	令和5年2月27日 ～ 令和5年3月31日
13	農林整備課	令和4年度 基盤整備促進事業 冬野地区農道改修工事	塩田町大字久間地内	13,310,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和5年3月1日	令和5年3月1日 ～ 令和5年3月31日
14	農林整備課	令和3年災 209-151万才水路災害復旧工事	塩田町大字大草野地内	1,562,000	随意契約	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	令和5年2月20日	令和5年2月20日 ～ 令和5年3月24日
15	農林整備課	令和4年度 (R3災) 林道上不動線1号箇所災害復旧附带工事	嬉野町大字不動山地内	3,847,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和5年3月22日	令和5年3月22日 ～ 令和5年4月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和5年 第2回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	農林整備課	令和4年度（R3災）林道上不動線3号箇所災害復旧 旧附帯工事	嬉野町大字 不動山内	4,000,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和5年3月22日	令和5年3月22日 ～ 令和5年4月28日
17	農林整備課	令和4年度（R3災）林道木場上不動線1号箇所災 害復旧附帯工事	嬉野町大字 不動山内	2,675,200	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和5年3月22日	令和5年3月22日 ～ 令和5年4月28日
18	農林整備課	令和3年災 209-57田代農地災害復旧附帯工事	嬉野町大字 吉田内	1,408,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和5年4月6日	令和5年4月6日 ～ 令和5年4月28日
19	教育総務課	令和4年度久間小学校害獣防除対策工事	塩田町大字 久間内	3,564,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和5年2月10日	令和5年2月10日 ～ 令和5年3月31日
20	教育総務課	令和4年度街なみ環境整備事業 塩田区防火水 槽解体埋立工事	塩田町大字 馬場下内	1,518,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	令和5年3月1日	令和5年3月1日 ～ 令和5年3月24日
21	環境下水道 課	令和5年度 嬉野浄化センター エアレーション装 置制御盤修繕	嬉野市嬉野 町大字下宿 内	2,530,000	随意契約	福岡県福岡市東区社領一丁目9番16号 (株)明興テクノス 福岡支店 支店長 弓指 太	令和5年4月7日	令和5年4月7日 ～ 令和5年4月28日
22	環境下水道 課	令和5年度 馬場下処理場 No.1上澄水排出装置修 繕	嬉野市塩田 町大字馬場 下内	4,400,000	随意契約	福岡県福岡市南区横手1-12-48 (株)西原環境 九州支店 支店長 仲元寺 宣明	令和5年4月4日	令和5年4月4日 ～ 令和5年9月29日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 25 号

専決処分（第 3 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する必要があった。

専決処分第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成 18 年嬉野市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつ

て」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を削り、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11

項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、

同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「10分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき嬉野市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者

等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の嬉野市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 26 号

専決処分（第 4 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する必要があった。

専決処分第 4 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 53 号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例（平成18年嬉野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 27 号

専決処分（第 5 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する必要があった。

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同条」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第28号

専決処分（第6号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分する。

令和5年4月3日

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,246,413千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,404,587	119,514	2,524,101
	1 国庫負担金	2,045,999	76,151	2,122,150
	2 国庫補助金	353,152	43,363	396,515
19 繰入金		2,668,782	△2,101	2,666,681
	2 基金繰入金	2,668,779	△2,101	2,666,678
歳入	合計	19,129,000	117,413	19,246,413

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,252,716	117,413	1,370,129
	1 保健衛生費	383,791	117,413	501,204
歳出	合計	19,129,000	117,413	19,246,413

議案第29号

専決処分（第7号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分する。

令和5年4月26日

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,284,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,524,101	38,169	2,562,270
	2 国庫補助金	396,515	38,169	434,684
歳入	合計	19,246,413	38,169	19,284,582

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,828,557	38,169	5,866,726
	2 児童福祉費	2,388,107	38,169	2,426,276
歳出	合計	19,246,413	38,169	19,284,582

議案第 30 号

嬉野市役所の位置を定める条例について

嬉野市役所の位置を定める条例（平成 18 年嬉野市条例第 1 号）の全部を別紙のように改正する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市新庁舎を移転整備するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の規定に基づき、条例の全部を改正する必要がある。

嬉野市役所の位置を定める条例

嬉野市役所の位置を定める条例（平成18年嬉野市条例第1号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、嬉野市役所の位置を次のとおり定める。

嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,375,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		2,565,517	177,862	2,743,379
	2 固定資産税	1,173,968	177,862	1,351,830
15 国庫支出金		2,562,270	380,931	2,943,201
	2 国庫補助金	434,684	380,931	815,615
16 県支出金		1,519,510	587,667	2,107,177
	2 県補助金	646,895	587,667	1,234,562
18 寄附金		3,300,003	650	3,300,653
	1 寄附金	3,300,003	650	3,300,653
19 繰入金		2,666,681	△ 97,509	2,569,172
	2 基金繰入金	2,666,678	△ 97,509	2,569,169
21 諸収入		475,242	41,096	516,338
	5 雑入	248,607	41,096	289,703
22 市債		378,075	300	378,375
	1 市債	378,075	300	378,375
歳入	合計	19,284,582	1,090,997	20,375,579

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		5,890,414	25,615	5,916,029
	1 総務管理費	5,605,921	22,107	5,628,028
	3 戸籍住民基本台帳費	83,614	3,508	87,122
3 民生費		5,866,726	122,277	5,989,003
	1 社会福祉費	2,877,944	95,750	2,973,694
	2 児童福祉費	2,426,276	24,021	2,450,297
	3 生活保護費	562,406	2,506	564,912
4 衛生費		1,370,129	17,110	1,387,239
	1 保健衛生費	501,204	17,110	518,314
6 農林水産業費		779,237	618,079	1,397,316
	1 農業費	677,135	618,079	1,295,214
7 商工費		486,601	292,300	778,901
	1 商工費	486,601	292,300	778,901
8 土木費		1,248,544	△ 3,048	1,245,496
	2 道路橋りょう費	271,322	△ 12,112	259,210
	6 新幹線費	30,193	9,064	39,257
9 消防費		562,917	1,599	564,516
	1 消防費	562,917	1,599	564,516
10 教育費		1,155,779	17,065	1,172,844
	2 小学校費	219,161	6,495	225,656
	3 中学校費	115,441	3,460	118,901
	5 保健体育費	314,859	7,110	321,969
歳 出	合 計	19,284,582	1,090,997	20,375,579

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路メンテナンス事業	千円 12,700	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率見直 しを行った後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。	千円 13,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ